

養老町第三回臨時会会議録

平成二十七年第三回養老町議会の臨時会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（平成二十七年五月十三日第一日）

- 日程第一 仮議席の指定
- 日程第二 選挙第一号 議長選挙について
- （追加日程）
- 日程第一 議席の指定
- 日程第二 会議録署名議員の指名
- 日程第三 会期の決定
- 日程第四 選挙第二号 副議長選挙について
- 日程第五 選任第一号 常任委員会委員の選任について
- 日程第六 選任第二号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第七 発議第三号 議会改革特別委員会設置について
- 日程第八 選任第三号 議会改革特別委員会委員の選任について
- 日程第九 発議第四号 議会だより編集特別委員会設置について
- 日程第十 選任第四号 議会だより編集特別委員会委員の選任について
- 日程第十一 推薦第一号 農業委員会委員の推薦について
- 日程第十二 選挙第三号 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙について
- 日程第十三 同意第四号 監査委員の選任同意について

- 日程第十四 報告第二号 専決処分について（損害賠償の額の決定）
- 日程第十五 報告第三号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）
- 日程第十六 報告第四号 専決処分の報告について（養老町住宅新築資金等貸付償還金の返還に関する訴えの提起）
- 日程第十七 承認第一号 専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第十八 承認第二号 専決処分の承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第十九 承認第三号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第二十 承認第四号 専決処分の承認について（養老町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例）
- 日程第二十一 承認第五号 専決処分の承認について（養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第二十二 承認第六号 専決処分の承認について（養老町子ども・子育て会議条例及び養老町商工業振興対策審議会条例の一部を改正する条例）
- 日程第二十三 承認第七号 専決処分の承認について（平成二十六年養老町一般会計補正予算（第七号））

産業建設部	前田勝治
産業建設部長	桐山一則
水道課長	田中隆
会計管理者兼 会計課長	佐藤嘉但
教育委員会事務局長兼 教育総務課長	久保寺利明
教育委員会 生涯学習課長	西脇正信
スポーツ振興課長	堀田明男
消防長	川添公男
消防次長	
議会事務局書記	稲川諭実彦
議会事務局長	西脇和信

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

○議会事務局長（西脇和信君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しいところ御参集賜り、まことにありがとうございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第七十七条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。ゆえ

に年長議員であります早崎百合子議員を御紹介します。
それでは早崎百合子議員、恐れ入りますが、議長席まで御登壇ください。

〔臨時議長 議長席に着席〕

○臨時議長（早崎百合子君） ただいま紹介されました早崎百合子です。

地方自治法第七十七条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

それでは開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございました。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

ここで報道機関に限り、今臨時会の傍聴席から議場内の写真撮影を許可します。また、町広報担当者に限り、議場の入場及び写真撮影を許可します。

ただいまから平成二十七年第三回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、おはようございます。

きょうは、平成二十七年第三回臨時会ということで、皆様方には大変お忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、本日は、町議会選挙後の初めての議会ということで、改めて十三人の議員の皆様方には、御当選まことにおめでとうございます。

これから養老町の四年間は、本当に東海環状自動車道の西回り

の開通、また改元一三〇〇年、また所々たくさんの事案が山積している中で、四年間皆様方には住民福祉のために御尽力をいただくこととなります。執行部側としても、しっかりとその辺を受けとめて行っていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

きょうは、昨日、本日に季節は外れの台風ということで、五月になって七つも台風が発生しているという異常気象の中、また先般のネパールの地震、そして昨夜も東北地方のほうで地震があったというようなことで、これからこういった災害が多発する地球規模の変革が起きているのかなあという中で、やはり住民の安心・安全を第一に、これから私どももしっかりと受けとめて仕事をしていかなきゃならないというふうに思っております。どうか十三名の議員の皆様方も一緒になって、養老町の発展のために、住民福祉のために御尽力いただきますようお願いを申し上げます。で、最初の挨拶とさせていただきます。本日は大変御苦勞さまでございます。

○臨時議長（早崎百合子君） ありがとうございます。

○臨時議長（早崎百合子君） それでは日程第一、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。
ここで暫時休憩いたします。

再開時間は後でお知らせします。

（午前九時三十五分 休憩）

（午前九時五十五分 再開）

○臨時議長（早崎百合子君） 休憩を解き、再開します。

○臨時議長（早崎百合子君） それでは日程第二、選挙第一号 議長選挙についてを議題とします。

議長選挙については、いかなる方法でいたしたらよろしいか、お諮りいたします。

〔挙手する者あり〕

○臨時議長（早崎百合子君） 十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） 公職選挙法にのっとって、投票をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○臨時議長（早崎百合子君） ただいま青山貞一君より、投票により選挙を行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（早崎百合子君） ただいまの出席議員数は十三名です。次に立会人を指名します。

会議規則第三十二条第二項の規定により、立会人に岩永義仁君、

長澤龍夫君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（早崎百合子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
〔「ありません」の声あり〕

○臨時議長（早崎百合子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（早崎百合子君） 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。

一番議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○臨時議長（早崎百合子君） 投票漏れはありませんか。

「「ありません」の声あり」

○臨時議長（早崎百合子君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

岩永義仁君、長澤龍夫君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（早崎百合子君） 開票の結果を報告します。

投票総数十三票、有効投票九票、無効投票四票です。

有効投票のうち、野村永一君九票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は三票です。したがって、野村永一君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（早崎百合子君） ただいま議長に当選された野村永一君が議場におられます。会議規則第三十三条第二項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選された野村永一新議長より、御挨拶をお願いいたします。

○新議長（野村永一君） 一言御挨拶申し上げます。

ただいま大勢の皆様方の御支援を賜りまして、議長に選出賜りました。身に余る光栄でございます。心から厚く御礼申し上げます。

私はまだまだ未熟者であり、浅学非才ではございますが、皆様のお力添えによりまして、全身全霊を傾けて、養老町発展のため、

議会発展のために働く所存でございます。決意いたします。

議員の皆様並びに町行政の皆様、御指導・御鞭撻を心からお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、議長就任の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（早崎百合子君） ありがとうございました。

それでは野村永一議長、議長席にお着き願います。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（野村永一君） それでは、早速ではございますが、お諮りします。

追加議事日程として、追加日程第一、議席の指定ほか二十五件を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、日程第一、議席の指定ほか二十五件を日程に追加することに決定いたしました。

ただいま追加されました日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） それでは、追加日程第一、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第四条第一項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

○議長（野村永一君） 次に追加日程第二、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、一番 北倉義博君、二

番 岩永義仁君を指名します。

○議長（野村永一君） 次に追加日程第三、会期の決定を議題とします。

この臨時会は、本日の一日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日の一日と決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開時間は後でお知らせします。

（午前十時 〇八分 休憩）

（午前十時二十五分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開します。

○議長（野村永一君） それでは追加日程第四、選挙第二号 副議長選挙についてを議題とします。

長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

副議長選挙については、いかなる方法がよろしいか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 投票による選挙でお願いいたします。

○議長（野村永一君） ただいま水谷久美子君より、投票による選挙を行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（野村永一君） ただいまの出席議員数は十三名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第三十二条第二項の規定により、立会人に大橋三男君、三田正敏君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（野村永一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（野村永一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（野村永一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

一番議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（野村永一君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

大橋三男君、三田正敏君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（野村永一君） 開票の結果を報告します。

投票総数十三票、有効投票十二票、無効投票一票です。

有効投票のうち、三田正敏君十一票、吉田太郎君一票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は三票です。したがって、三田正敏君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（野村永一君） ただいま副議長に当選された三田正敏君が議場におられます。会議規則第三十三条第二項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選されました三田正敏副議長より御挨拶をお願いいたします。

○新副議長（三田正敏君） 一言御挨拶をさせていただきます。

ただいまは、この神聖なる議場において、養老町議会副議長の御指名をいただきました。まことにありがとうございます。

今、私は、この責任の重さを実感しているところでございます。本町では、二年後に迫ってまいりました一三〇〇年祭を必ずや成功させ、インフラ整備等町民各位が養老町に住んでよかったと思えるまちづくり、また日本創成会議に消滅都市と汚名を着せられましたこの養老町に対する諸施策の取り組みなど、難題が山積しております。町長初め執行部の皆さんと議員各位の、また町民の皆さんとともに養老町をよりよく発展させ、今より住みよい町にしていきたいと思います。

野村議長を補佐し、副議長の職責を果たすべく取り組むことをここに約束し、関係者の皆様方の御指導・御鞭撻を頂戴し、副議長の職責を全うさせていただきます。私のお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（野村永一君） 副議長の挨拶が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に追加日程第五、選任第一号 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第二項の規定により、議会において

選任することになっており、同条第四項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、総務民生委員会委員には、北倉義博君、大橋三男君、三田正敏君、早崎百合子君、田中敏弘君、林輝見君、水谷久美子君、以上の七名を指名します。

また、産業建設委員会委員には、岩永義仁君、長澤龍夫君、吉田太郎君、不肖野村永一、松永民夫君、青山貞一君、以上の六名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、各常任委員会委員に選任することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、直ちに各常任委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いします。

総務民生委員会は四階南委員会室にて、産業建設委員会は四階北委員会室にてお願いします。

ここで暫時休憩とします。

再開時間は後でお知らせします。

（午前 十時三十五分 休憩）

（午前十一時 〇五分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に各常任委員会が開催されました。

その結果について、委員長長の報告を求めます。

初めに総務民生委員会委員長 早崎百合子君。

○総務民生委員長（早崎百合子君） 総務民生委員会を報告いたします。

ただいまの休憩中に、委員出席のもとに総務民生委員会を開催しました。

協議事項、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私早崎百合子が投票により、副委員長には田中敏弘委員が指名推選により選任されました。

私はもとより微力ではございますが、委員各位の御支援をいただきながら、当委員会に課せられました健全な行財政運営と協働の推進を図りながら、少子・高齢化対策や災害対策などの充実に努め、健康で生き生きと暮らせるまちづくりやさらなる福祉事業の推進など、当委員会としての役割を果たす所存でございます。よろしく御指導のほど、お願い申し上げます。

以上、総務民生委員会の報告といたします。

○議長（野村永一君） 次に、産業建設委員会委員長 岩永義仁君。
○産業建設委員長（岩永義仁君） 産業建設委員会の報告をいたします。

ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに産業建設委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私岩永義仁が投票により、副委員長には青山貞一委員が指名推選により選任されました。

このたび委員長の重責を仰せつかり、微力ではございますが、委員諸氏の協力のもと、安全で快適な住みよいまちづくりや活力ある産業づくりのため、都市生活基盤の強化・充実や企業誘致の推進、さらに道路体系の整備に全力で努力いたす所存でございます。よろしく御指導のほど、お願い申し上げます。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（野村永一君） 各常任委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に追加日程第六、選任第二号 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第二項の規定により、議会において選任することになっており、同条第四項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会運営委員会委員には、水谷久美子君、松永民夫君、田中敏弘君、吉田太郎君、長澤龍夫君、以上五人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。
よって、議会運営委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に追加日程第七、発議第三号 議会改革特別委員会の設置についてを議題とします。

この議会改革特別委員会の設置については、全議員による提案であります。

よって、議案の朗読、質疑、討論を省略して採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

本案の議会改革特別委員会の設置については、発案者のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、議会改革特別委員会を設置することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に追加日程第八、選任第三号 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第三項の規定により議会において選任することになっており、同条第四項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会改革特別委員会委員には、林輝見君、松永民夫君、早崎百合子君、吉田太郎君、大橋三男君、北倉義博君、以上六人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、議会改革特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に追加日程第九、発議第四号 議会だより編集特別委員会の設置についてを議題とします。

この議会だより編集特別委員会の設置については、全議員による提案であります。

よって、議案の朗読、質疑、討論を省略して採決を行いたいと

思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

本案の議会だより編集特別委員会の設置については、発案者のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、議会だより編集特別委員会を設置することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に追加日程第十、選任第四号 議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第三項の規定により議会において選任することになっており、同条第四項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会だより編集特別委員会委員には、田中敏弘君、早崎百合子君、三田正敏君、長澤龍夫君、岩永義仁君、以上五人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、議会だより編集特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、直ちに議会運営委員会及び各特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。

再開時間は後でお知らせします。

(午前十一時十二分 休憩)

(午後 〇時十五分 再開)

○議長(野村永一君) 休憩を解き、再開します。

休憩中に、議会運営委員会及び各特別委員会が開催されました。その結果について、委員長の報告を求めます。

初めに議会運営委員会委員長 水谷久美子君。

○議会運営委員長(水谷久美子君) 議会運営委員会の報告をいたします。

ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。協議の結果、委員長には不肖私水谷久美子が投票により、副委員長には吉田太郎委員が指名推選により選任されました。

議会運営委員会の果たす役割を再認識し、副委員長の補佐のもと、皆様の御協力をいただきながら、議会の円滑な運営に鋭意努力いたす所存でございます。よろしく御指導・御協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(野村永一君) 次に議会改革特別委員会委員長 大橋三男君。

○議会改革特別委員長(大橋三男君) ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに議会改革特別委員会の開催をいたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。協議の結果、委員長には不肖私大橋三男が投票により、副委員長には吉田太郎委員が指名推選により選任をされました。

議会が町の二元代表制の一翼として、政策立案や政策提言を積極的に行い、また町民の皆様の負担に応え得る、町民により身近な議会としての役割を果たしていくため、議会のあるべき姿についてさらに調査・研究を行うなど、鋭意努力する所存でございます。よろしく御指導のほど、お願いを申し上げます。

以上、議会改革特別委員会の報告といたします。

○議長(野村永一君) 次に議会だより編集特別委員会委員長 長澤龍夫君。

○議会だより編集特別委員長(長澤龍夫君) 議会だより編集特別委員会報告をいたします。

ただいまの休憩中に、委員全員の出席のもとに議会だより編集特別委員会の開催をいたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。協議の結果、委員長には不肖私長澤龍夫が投票により、副委員長には三田正敏委員が指名推選により選任されました。

今後、各委員の協力を得ながら、町民の皆様に議会がより身近で親しまれるよう、住民目線に立ったわかりやすく読みやすい紙面づくりに努力いたす所存でございます。よろしく御指導のほど、お願い申し上げます。

以上、議会だより編集特別委員会の報告といたします。

○議長(野村永一君) 各委員長の報告が終わりました。

○議長(野村永一君) 次に追加日程第十一、推薦第一号 農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員会委員については、議長が指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員については、議長より指名することに決定しました。

地方自治法第十七条の規定により、一番 北倉義博君の退場を求めます。

〔一番 北倉義博君 退場〕

○議長（野村永一君） それでは、議会推薦の農業委員会委員には、北倉義博君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました北倉義博君を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員には、ただいまの指名のとおり推薦することに決定しました。

〔一番 北倉義博君 入場〕

○議長（野村永一君） 次に追加日程第十二、選挙第三号 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定に基づく議長の指名による指名推選にしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名する指名推選で行うことに決定しました。

それでは追加日程第十二、選挙第三号 南濃衛生施設利用事務組合議会議員に林輝見君、青山貞一君、水谷久美子君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました林輝見君、青山貞一君、水谷久美子君を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人として定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 全員同意の異議なしと認めます。

よって、林輝見君、青山貞一君、水谷久美子君が南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第三十三条第二項の規定により、林輝見君、青山貞一君、水谷久美子君に、この議員に当選されたことを告知します。

○議長（野村永一君） 次に追加日程第十三、同意第四号 監査委員の選任同意についてを議題とします。

地方自治法第百十七条の規定により、九番 田中敏弘君の退場を求めます。

〔九番 田中敏弘君 退場〕

○議長（野村永一君） それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第四号 監査委員の選任同意についての説明をさせていただきます。

議員のうちから選任される監査委員の任期については、議員の任期によることとされており、養老町議会議員の任期が平成二十七年四月二十九日をもって満了となったため、地方自治法（昭和

二十二年法律第六十七号) 第九十六条第一項の規定により、議員のうちから新たに監査委員を選任するため、同意を求めるものでございます。

同意第四号 監査委員の選任同意について。

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第九十六条第一項の規定により、次の者を監査委員に選任したいので、同意を求めるものとする。平成二十七年五月十三日提出。

記、住所、岐阜県養老郡養老町田二十二番地一、田中敏弘。

以上で、同意第四号 監査委員の選任同意についての提案説明とさせていただきます。

○議長(野村永一君) 説明が終わりました。
お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(野村永一君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(野村永一君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

〔九番 田中敏弘君 入場〕

○議長(野村永一君) それでは、これより暫時休憩いたします。
再開は午後一時十五分といたします。

(午後〇時二十五分 休憩)

(午後一時 十五分 再開)

○議長(野村永一君) 少し時間が早いですけれども、皆さんおそろいになりましたので、午後からの議会を開催したいと思います。

○議長(野村永一君) 次に追加日程第十四、報告第二号 専決処

分の報告について(損害賠償の額の決定) から追加日程第十六、報告第四号 専決処分分の報告について(養老町住宅新築資金等貸付償還金の返還に関する訴えの提起) までの三件については、地方自治法第八十条第二項の規定による議会への報告につき、一括にて報告を受けます。

町長より報告を求めます。

大橋町長。

○町長(大橋 孝君) ただいま一括上程を賜りました報告第二号から第四号 専決処分分の報告について、御説明申し上げます。

まず、報告第二号の損害賠償の額の決定の概要を説明させていただきます。

報告第二号 専決処分分の報告について(損害賠償の額の決定)。
損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第八十条第一項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第二項の規定により報告する。平成二十七年五月十三日提出。

趣旨でございます。

専決処分分の報告について(損害賠償の額の決定)の御説明を申し上げます。

この専決処分につきましては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第八十条第一項の規定により、公用車の事故における損害賠償の額の決定について報告するものであります。

事故等の概要は、平成二十六年十一月七日午後一時五十五分ころ、安八郡神戸町大字神戸一一一番地先（神戸町役場正門前交差点）において、公用車で交差点に進入したところ、左方から進入してきた相手方車両と接触し破損したもので、平成二十七年三月二十日に示談が成立したものであり、専決第一号 専決処分書のとおりであります。

以上で、報告第二号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の提案説明とさせていただきます。

次に、報告第三号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の概要を説明させていただきます。

報告第三号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）。

養老町営住宅の管理に関する訴えの提起について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第二項の規定により報告する。平成二十七年五月十三日提出。

専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の説明を申し上げます。

この専決処分につきましては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定により、養老町営住宅の管理に関する訴えの提起について専決処分いたしましたので、同条第二項の規定により議会に報告するものでございます。

この養老町営住宅の管理に関する訴えの提起につきましては、平成二十六年五月十二日開催の養老町改良住宅特別委員会において、町営住宅家賃等を十二カ月分以上滞納している者の中で、通告書にて家賃滞納の支払いを催促したが催告に応じない者のうち、本年二月二十六日開催の養老町改良住宅特別委員会で明け渡し請

求等以外には滞納解消が図れないと判断される者、及び町営住宅を不法占拠し退去に応じない者に対し、法的手続の必要性について具申があり、町としてその趣旨を踏まえ、岐阜地方裁判所大垣支部へ建物明け渡し等請求事件として訴えを提起するものであります。

専決第二号にて、町営住宅の明け渡しを求める相手方は、家賃滞納者三名、不法占有者二名、滞納金額四百一十二万七千七百円となります。

専決第十二号については、家賃滞納者一名、不法占有者一名、滞納金額百八十五万八千円となります。総計で、家賃滞納者四名、不法占有者三名、滞納金額五百九十七万七千七百円でございます。

以上で、報告第三号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の提案説明とさせていただきます。続きまして、報告第四号 専決処分の報告について（養老町住宅新築資金等貸付償還金の返還に関する訴えの提起）の説明をさせていただきます。

報告第四号 専決処分の報告について（養老町住宅新築資金等貸付償還金の返還に関する訴えの提起）。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第二項の規定により報告する。平成二十七年五月十三日提出。

専決第三号 専決処分書。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定により訴えの提起を次のとおり専決処分する。平成二十七年三月三十一日。

訴えの提起について、次のとおり養老町住宅新築資金等貸付償還金の返還に関する訴えの提起をする。

相手方、別紙のとおり。

裁判所、岐阜地方裁判所（大垣支部）。

事件名、保証債務履行請求事件。

請求の要旨、借り受け人が破産手続開始の決定を受けたことにより、その連帯保証人に対して、住宅新築資金等貸付償還金の返還を求める訴えの提起をする。

養老町住宅新築資金等貸付償還金の借り受け人の連帯保証人に対して、貸付償還金の返還を求める訴えを提起し、平成二十七年三月三十一日に専決処分したことを議会へ報告するものであります。訴えの提起の主な内容につきましては、次のとおりでございます。

借り受け人が破産手続開始の決定を受け、債務の履行が不可能であることから、平成二十七年三月三十一日付で借り受け人の連帯保証人二名に対し、養老町住宅新築資金等貸付償還金の保証債務履行請求の訴えを、委任した弁護士により岐阜地方裁判所大垣支部に送達しております。

請求の内容につきましては、別紙の内訳にありますように、連帯保証契約に基づき、連帯して貸付償還金九百三十一万一千五百三十二円及び、これに対する書状送達の日翌日から支払い済みまでの遅延損害金として、年一〇・九五％の返還を求めるものであります。

以上で、報告第二号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）から報告第四号 専決処分の報告について（養老町住宅新築資金等貸付償還金の返還に関する訴えの提起）の提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 報告が終わりました。

次に、追加日程第十七、承認第一号から追加日程第二十六、議

案第三十九号までの十件については、逐条審議とします。

○議長（野村永一君） それでは追加日程第十七、承認第一号 専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第一号 専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）説明をさせていただきます。

承認第一号 専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。平成二十七年五月十三日提出。

専決第四号 専決処分書。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分する。平成二十七年三月三十一日。

要旨でございます。

最初に、事故区分及び事故発生年月日は、平成二十七年第一回養老町議会定例会二日目、一般質問に関する養老町議会録画継番組制作放送委託の取り消しによるもので、日時は平成二十七年三月十七日火曜日であります。

次に、事故発生場所は養老町議会議事堂であります。

次に、契約相手方の住所・氏名は、名古屋市瑞穂区洲雲町四―

四十五、中部ケーブルネットワーク株式会社、代表取締役社長 高木元明であります。

次に、損害賠償額は十四万一千四百八十円であります。

次に、事故の概要は、平成二十七年二月二十三日付で中部ケーブルネットワーク株式会社と委託契約を結んだ養老町議会録画中継番組制作放送委託を、養老町議会の諸事情により制作放送委託の取り消しをいたしましたので、平成二十七年三月三十一日に専決処分をしたものであります。

以上で、承認第一号 専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）の提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 取り消しに伴う違約金としてありますが、チラシ制作及び折り込み代、打ち合わせ代、中止CM代に係る費用相当額ということですからけれども、これの内訳がわかりましたら教えていただきたいんですけれども。

○議長（野村永一君） 西脇議会事務局長。

○議会事務局長（西脇和信君） 岩永議員の質問にお答えいたしますが、ただいま手持ち資料がありませんので、後日報告いたします。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に追加日程第十八、承認第二号 専決処

分の承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第二号 専決処分の承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

承認第二号 専決処分の承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）。

養老町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。平成二十七年五月十三日提出。

専決第五号 専決処分書。

養老町税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項の規定により別紙の

とおり専決処分する。平成二十七年三月三十一日。
改正の趣旨でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成二十七年三月三十一日に公布され、平成二十七年四月一日から施行されたことなどに伴い、養老町税条例等の一部を改正し、平成二十七年三月三十一日に専決処分をしたものであり、改正の主な内容につきましては、次のとおりでございます。

まず、養老町税条例の一部を改正する条例（第一条関係）についてでございます。

まず一番、町民税につきましては、第二十四条ほか六件が改正となります。

一番、まず二十四条では、均等割の税率として、法人町民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正に伴うものがございます。

続いて二番目に、第二十五条では、個人の均等割額の税率の軽減として、過去の人口段階に応じた税率区分及び配偶者非課税措置の廃止などに鑑み、規定の削除をするものがございます。

三番、第三十二条の六、法人の町民税の申告納付及び第三十二条の八、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續においては、法人税法の改正により引用する条項にずれが生ずることから、その整備を行うものがございます。

続きまして、附則第四条の三の二では、個人の住民税の住宅借入金等特別税額控除として、個人住民税における住宅ローン減税措置において対象期限が延長されることにより、改正を行うものがございます。

続いて、附則第六条及び附則第六条の二、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等におきましては、ふるさと納税の申

告特例（申告手續の簡素化）について規定するものがございます。
二番目、固定資産税につきましては、第四十二条の二ほか六件が改正となります。

まず、第四十二条の四、固定資産税の非課税の適用を受けようとする者がすべき申告及び第四十二条の七、固定資産税の非課税の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告については、地方税法の改正により引用する条項にずれが生ずることから、その整備を行うものがございます。

続いて、附則第七条の二では、法附則第十五条第二項第一号等の条例で定める割合として、地方税法の改正により引用する条項にずれが生ずることから、その整備を行うもの、また新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る税額の特例措置について、市町村の条例で割合を定めることにより所要の規定を追加するものがございます。特例割合については、国の基準とする割合の三分の二としております。

続いて、附則第八条、土地に対して課する平成二十七年から平成二十九年までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義、附則第八条の二、平成二十八年または平成二十九年における土地の価格の特例、附則第九条、宅地等に対して課する平成二十七年から平成二十九年までの各年度分の固定資産税の特例、附則第十条、農地に対して課する平成二十七年から平成二十九年までの各年度分の固定資産税の特例、以上については土地に関する負担調整措置において、平成二十七年から二十九年までの間、現行の仕組みを継続することによるものがございます。

三番、軽自動車税につきましては、附則第十三条が改正となります。

まず一番、附則第十三条では、軽自動車税の税率の特例として、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）の規定をするものでございます。

続きまして、四番、特別土地保有税につきましては、附則第十二条が改正となります。

一番、附則第十二条では、特別土地保有税の課税の特例として、土地に関する固定資産税負担調整措置について、平成二十七年から二十九年までの間、現行の仕組みを継続することによるものでございます。

次に、養老町税条例の一部を改正する条例の一部の改正（第二条関係）につきましては、平成二十七年分以後の軽自動車税について適用することとされていた原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始時期が一年延長されたこと、また軽自動車税のグリーン化特例（軽課）が附則第十六条に新設されたことに伴う措置でございます。

施行日につきまして、この条例は平成二十七年四月一日から施行するものでございます。ただし、二条中、附則第一条第三号及び第四号並びに第四条の改正規定につきましては、公布の日とするものでございます。

以上で、承認第二号 専決処分の承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）の提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 第六条の一項の関係ですが、提案説明

でふるさと納税の申告の簡素化ということを言われましたけれども、今は町民も非常にこのふるさと納税に関しては、関心が高い割にはどういう手続で申告用紙も含めて入手するのか。また、申告のときに、どういうふうな還付対象になるのかというところなどがまだ全然わかっていらずという現状を見ることができます。

先日も、知り合いからふるさと納税の申告用紙をとりに行ってきたほしいということで、総務課でその用紙をもらいに行ってみましたけれども、具体的にこの一項でどういうふうな申告の簡素化がされたのか、住民にわかりやすく説明したいと思いますが、住民に説明するような内容でもう一度お知らせいただきたいと思ひます。

○議長（野村永一君） 渡邊税務課長。

○総務部税務課長（渡邊章博君） ただいまの水谷議員さんの御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

申告の手続の簡素化ということでございますけれども、まずは確定申告を行わない給与所得者ということで、その方に限っての話でございますけれども、個人住民税の課税市町村に対するふるさと納税、寄附をされました控除申請を寄附先の団体が本人にかわって行うことを要請ができるということがまず一つでございます。

それからもう一つが、寄附先団体につきましては、確定申告を行わない給与所得者でございますけれども、この方につきましては、個人住民税の課税市町村に対してふるさと納税の寄附の控除申請を、この団体が本人にかわって行うことを要請できるということが一点目でございます。

それから、寄附先団体につきましては、必要な事項を寄附者の

個人住民税の課税市町村について通知をする。

それから、三点目につきましては、個人住民税の課税市町村団体につきましては、翌年度の個人住民税において、所得税の控除分の相当額を含めて控除ということで、額的には確定申告を行った場合と同額が控除されるということでございます。

ただし、例えば医療費控除等を行う方につきましては、原則に戻って通常の確定申告を行っていただくということでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ただいま答弁いただきましたけれども、三つの簡素条項ですね、それを広報「養老」などを通して、ふるさと納税に限って啓発するような、そういう考えはどうでしょうか。

○議長（野村永一君） 大橋町長。

○町長（大橋 孝君） せっかくこういった制度で御寄附をいただけることがあるということでございますので、おっしゃいますように広報等で啓発して、より多くの寄附が集まるようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。
これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に追加日程第十九、承認第三号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第三号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

承認第三号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。平成二十七年五月十三日提出。

専決第六号 専決処分書。

養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分する。平成二十七年三月三十一日。

改正の趣旨でございます。
地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成二十七年三月三

十一日に公布され、平成二十七年四月一日から施行されたことに伴い、養老町国民健康保険税条例の一部を改正し、平成二十七年三月三十一日に専決処分をしたものであり、改正の主な内容については、次のとおりでございます。

第二条第二項において、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を、現行「五十一万円」を「五十二万円」に、同条第三項において、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行「十六万円」を「十七万円」に、同条第四項では、介護納付金課税額に係る課税限度額を、現行「十四万円」を「十六万円」に引き上げるものとございます。

第二十八条では、国民健康保険税の課税限度額の引き上げに伴い基礎課税額から軽減対象額を減額して得た額を、現行「五十一万円」を「五十二万円」を超えた場合には、現行「五十一万円」を「五十二万円」に、後期高齢者支援金等課税額から軽減対象額を減額して得た額を、現行「十六万円」を「十七万円」を超えた場合には「十六万円」を「十七万円」に、介護納付金課税額から軽減対象額を減額して得た額を、現行「十四万円」を「十六万円」を超えた場合には、現行「十四万円」を「十六万円」に改正するものであります。

同条第二号では、国民健康保険税の軽減措置について、五割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行「二十四万五千元」から「二十六万円」に、同条第三号では、二割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を、現行「四十五万円」から「四十七万円」に引き上げるものであります。

この条例は、平成二十七年四月一日から施行するものとでございます。

以上で、承認第三号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ただいまの一部改正条例に伴って、対象の被保険者の影響状況をどう試算していますか。

○議長（野村永一君） 高木住民人権課長。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

このたびの課税限度額及び軽減算定額の改正によります対象者、また税額等の影響につきましては、四月一日時点の二十五年中の所得をもとにした数値でございますが、課税限度額の改正によりましては、基礎医療、後期高齢支援、介護給付におきまして、対象者が十七世帯五十一人の減となり、税額で約百五十万円の増額となります。

軽減算定額の改正につきましては、対象者及び税額の増減はなく、全体税額への影響は約百五十万円の増となります。以上です。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に追加日程第二十、承認第四号 専決処

分の承認について（養老町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第四号 専決処分の承認について（養老町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

承認第四号 専決処分の承認について（養老町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例）。

養老町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。平成二十七年五月十三日提出。

専決第七号 専決処分書。

養老町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分する。平成二十七年三月三十一日。

改正の趣旨でございます。

本条例は、子ども・子育て支援法（平成二十六年法律第六十五号）が平成二十七年四月一日から施行され、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第七項に規定する一時預かり事業を地域子ども・子育て支援事業として実施することが規定されたため、養老町立幼稚園設置条例の一部を改正し、平成二十七年三月三十一日に専決処分をしたものであり、改正の主な内容につきましては、次のとおりでございます。

第五条につきましては、幼稚園における一時預かり事業の実施とその対象者を規定するものであります。

第六条第一項につきましては、利用料について規定するものであり、別表において各区分に対応する金額を定めたものであります。なお、金額については、養老町留守家庭児童の設置等に関する条例（平成十六年養老町条例第三号）第九条第一項の規定を準用し、各区分における利用料を同額としたものであります。

第六条第二項につきましては、一時預かり事業実施に係る管理・運営及び利用料について、規則等により別に定める旨を規定するものであります。

この条例は、平成二十七年四月一日から施行するものでございます。

以上で、承認第四号 専決処分の承認について（養老町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例）の提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 三点についてお尋ねをいたしますが、新設ということで行われるわけですが、養老町の留守家庭児童の預かり事業を延長したような事業だと認識しておりますが、これの対象人数はどのくらいあるかということと、この事業に対する予算はどのくらい見込んでおられるか。そして、幼稚園の事業でございまして、幼稚園で単独で行われるのか、それとも小学校に隣接しておる幼稚園については併設で行われるのか、その点を質問いたします。

○議長（野村永一君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長（佐藤嘉但君） ただいまの松永議員の御質問にお答えいたします。

まず一点目でございますが、既に昨年度まで留守家庭児童教室という事業を実施しておりましたが、今年度につきましては、子ども・子育て支援法並びに養老町の子ども・子育て支援事業計画に基づいて、新たに一時預かり事業というものが規定されたため、今回の改正をさせていただいたということでございます。

それから二点目、対象人数でございますが、基本的には一クラス二十五名というところで行っております。現在の幼稚園における一時預かり事業については、養老幼稚園が三十名、それから池辺幼稚園、養北幼稚園が八名、笠郷幼稚園が十名実績でお預かりしております。

それから、予算につきましてですが、新たに一時預かり事業として今年度予算計上させていただきましたが、総事業費といたしましては、一千五百六十八万八千円でございます。財源につきましては、保護者様の利用料が六百七十六万円、国・県の補助金が二百六十七万八千円、一般財源については六百二十五万円とい

うことになっております。

幼稚園と小学校ですね、単独か併設かということでございますが、上多度幼稚園、それから日吉幼稚園につきましては人数が少ないということで、たまたま地理的に小学校の近くということでございますので、小学校のほうで一緒に事業を実施させていただくということでございます。

事業の実施につきましては、特に幼稚園を対象に行う事業でございまして、特に幼稚園で実施しなければならないということではございません。他の市町村におきましては、児童館、あるいは公民館等で実施しておる場合もありますので、一緒に実施しても問題はないというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） さっきの三番目の関連ですが、幼稚園のない地域、これは広幡がそうなんです。広幡の場合は、幼稚園がなくともこれに準じたような対応をされていくのでしょうか。

○議長（野村永一君） 佐藤教育委員会事務局長、自席答弁お願いします。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長（佐藤嘉但君） ただいまの質問でございますが、広幡小学校におきましては、最新の四月の情報では小学生のみで、小学校で対応しているということでございます。幼稚園がございませませんが、保育園のほうで対応していただいているということでございます。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 幼稚園の中での一時的預かり事業という

位置づけですが、これは通称、子供たちは愛称としてのぞみ教室というふうな言い方をしているわけですが、この一時預かり事業ものぞみ教室という愛称で呼んでいるのかどうかというところ、それから、これまで議会でも議論になりました利用時間の関係ですが、延長五分おくれ、十分おくれ、二十分おくれというふうな形で、その指導員の方たちがそれに対応した、非常に残業手当なんか議会でも指摘しているところですが、今回の一部改正する条例に伴って、そういう点での議論はなかったのか。県内を調べてみますと、かなりシビアに五分おくれ、十分おくれ、一分おくれでも、規定を設けながら親から料金を新たにとっているというふうな市町村もあるわけですが、そういう点での当町の考え方について伺いたいと思います。

○議長（野村永一君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長（佐藤嘉但君） まず、のぞみ教室という名称につきましては、なじみやすいということであるといった名称で事業を実施しておるわけでございまして、事業名としてはあくまでも一時預かり事業と、法令的には一時預かり事業ということでございます。

それから、基本的に幼稚園につきましては、教育時間が二時三十分まで、それ以降の四時間を基本原則といたしておりますので、基本的には二時半から四時半までということでお預かりするというところでございます。親さんの都合によつて早目にお迎えに来られる場合もありますが、利用料としては細かく刻むことができませんので、一律留守家庭児童教室の料金と同額とさせていただいたわけです。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ちょっと質問の仕方が悪くて議論が噛み合わないんですが、一つは、一時預かり事業も子供たち側からすれば、のぞみ教室に行くよというふうなことで対応をしているかというか、そういう位置づけのある事業で、たまたま町の子ども・子育て支援法の関係などで、一時預かり事業の項目があるのでも、こういう五条の書き方はしますが、今までどおり幼稚園児ものぞみ教室というふうな子供たちの中での認識でいいのかというのが一つ。

それから、利用時間、四時半までとおっしゃいましたけれども、それでよろしいですか。

それと、これまでの当町の子ども・子育て会議の中で、留守家庭児童教室の最終時間ですね、親が迎えに来なければいけない時間よりもオーバーするような内容での会議での議論はなかったかと、そういう点を伺いたかったの。

○議長（野村永一君） 自席で、佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長（佐藤嘉但君） ただいまののぞみ教室でございますが、既にのぞみ教室ということではなじみが深いので、これからも利用していただければと思っております。ただ、事業上は、条例上は一時預かり事業ということでございます。

それから、時間につきましては、ちょっと私間違えたかもしれませんが、六時半でございます。四時間ということでございます。親さんにおかれましては、多少五分、十分おくれる場合がありますが、一応、支援員の配置等の関係もございしますので、なるべく時間を守っていただきたいということをお願いしているところでございます。

それから、子ども・子育て会議の中の関係は、ちょっと私、手

持ちの資料がございませんので、後ほど調べて報告させていただきます。以上でございます。

○議長（野村永一君） 補足、並河教育長、登壇。

○教育長（並河清次君） 今の質問に対して補足させていただきます。

子ども・子育て会議の中では、留守家庭事業に対する延長についての話は、私が一年八カ月おる間にはそういう問題は提起されておりません。

幼稚園児について、のぞみ教室というか、そのまま幼稚園で、引き続き幼稚園の中で留守家庭一時預かり事業を行うという形に進めます。回答になったかどうかわかりませんが、以上です。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） 一点だけ確認したいんですが、現行行われている幼稚園ののぞみ学級ですが、新たにきょう提案いただきました一時預かり事業として金額が提示されておりますが、これは従来どおり同額の金額ということでよろしいでしょうか。

○議長（野村永一君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長（佐藤嘉但君） ただいまの青山議員の質問でございますが、先ほどの私の説明がちょっと悪かったかもしれませんが、留守家庭児童教室の事業につきまして、これまでどおり同じ内容で実施することでございます。ただ、補助金の交付の関係で、当然監査等交付申請、実績報告等で指摘されることが予想されますので、新たに条例上は規定したということでございます。

料金につきましては、既に前年度まで留守家庭児童教室という

ことで料金をいただいて御理解をいただいておりますので、新たに金額を変更することなしに、幼稚園についても小学生の料金と同じでお願いしたいということでございます。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 留守家庭児童教室の指導員さんの件なんです。そして、また一時預かりの部門の指導員さんの数なんですけれども、これは何人に対して指導員は何人かというような決まりはあつて進められておられますか。

そして、一番心配しますのは、一時預かりの指導員さんの現場の声なんかはどのように聞かれるのかなあというのもちよと心配なところがあるんですが、どのように指導員の現場の声というのは聞かれる予定でおられますか、その二点についてお願いできますか。

○議長（野村永一君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長（佐藤嘉但君） ただいまの早崎議員の質問でございますが、まず一点目でございますが、指導員というのを事業でお願いしているわけですが、臨時の職員さんでございますが、基本的に国の基準では、一クラス三十人までについては二名を配置ということになっておりますので、基本的に小学校、幼稚園を含めまして、一番多いところで養老小学校が七名、これは二クラスございますが、それから一番少ないところで、当然一クラス二名ということで対応させていただいております。

それから二点目の質問でございますが、指導員さん、それぞれ別の施設で活動してみえるということですが、実は一名、

指導員のコーディネーターという先生を国際学習会館のほうでお願いして、連絡・調整ということをお願いしておるわけですが、年六回全員に集まっていたきまして研修等を行っております。もちろん休暇等の配置につきましては、コーディネーターが連絡・調整して現場に対応した対応をしておるということでございます。

それから、当然二名のうち一名は資格を持っている者というところでございますので、保育士、あるいは幼稚園教諭、学校教員の資格を持った人を、基本的には幼稚園には各施設一名ずつ配置させていただいておると。今後も安全確保のために努力させていただきます。

それから、一時預かりの方の現場の声ということでございますが、当然今、年六回研修会をやっておりますので、そのときに報告していただきまして、どういった対応をすべきかということで、全員で協議しておるということでございます。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。
〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕
○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。
これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕
○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に追加日程第二十一、承認第五号 専決処分承認について（養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第五号 専決処分の承認について（養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。
承認第五号 専決処分の承認について（養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例）。

養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。平成二十七年五月十三日提出。

専決第八号 専決処分書。

養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分する。平成二十七年三月三十一日。

改正の趣旨でございます。

留守家庭児童教室の管理運営に関する事項を協議するため、養老町留守家庭児童教室運営委員会を設置しておりますが、子ども課の新設や緊急事案の発生、保護者の多様化する要望に対し、柔軟かつ迅速に対応するため、その構成員等の規定を委任条項によ

り規則で定めるため、養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正し、平成二十七年三月三十一日に専決処分をしたものであり、改正の内容は次のとおりでございます。

要旨、第十条二項を削除し、その規定については第十一条の委任に関する条項により規則で定めるものとございます。

この条例は、平成二十七年四月一日から施行するものとございます。

以上で、承認第五号 専決処分の承認について（養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例）の提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に追加工程第二十二、承認第六号 専決

処分の承認について（養老町子ども・子育て会議条例及び養老町商工業振興対策審議会条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第六号 専決処分の承認について（養老町子ども・子育て会議条例及び養老町商工業振興対策審議会条例の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

承認第六号 専決処分の承認について（養老町子ども・子育て会議条例及び養老町商工業振興対策審議会条例の一部を改正する条例）。

養老町子ども・子育て会議条例及び養老町商工業振興対策審議会条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。平成二十七年五月十三日提出。

専決第九号 専決処分書。

養老町子ども・子育て会議条例及び養老町商工業振興対策審議会条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分する。平成二十七年三月三十一日。

改正の趣旨でございます。

平成二十七年四月一日の機構改革による組織改編等により、二つの条例について所要の改正を行い、平成二十七年三月三十一日に専決処分をしたものでございます。

まず、養老町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

（第一条関係）についてでございます。

これは、養老町子ども・子育て会議の庶務を行う課の名称を、「住民福祉部健康福祉課」から新設する「住民福祉部子ども課」に改めるものでございます。

次に、養老町商工業振興対策審議会条例の一部改正する条例（第二条関係）についてでございます。

これも、養老町商工業振興対策審議会の庶務を行う課の名称を、「産業建設部商工観光課」から「産業建設部企業誘致・商工観光課」に改めるものでございます。

施行日でございますが、この条例は平成二十七年四月一日から施行をいたします。

以上で、承認第六号 専決処分の承認について（養老町子ども・子育て会議条例及び養老町商工業振興対策審議会条例の一部を改正する条例）の提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に追加日程第二十三、承認第七号 専決

処分の承認について（平成二十六年養老町一般会計補正予算（第七号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第七号 専

決処分の承認について（平成二十六年養老町一般会計補正予算（第七号））の説明をさせていただきます。

承認第七号 専決処分の承認について（平成二十六年養老町一般会計補正予算（第七号））。

平成二十六年養老町一般会計補正予算（第七号）について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項

の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。平成二十七年五月十三日提出。

専決第十号 専決処分書。

平成二十六年養老町一般会計補正予算（第七号）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分する。平成二十七年三月三十一日。

平成二十六年養老町一般会計補正予算（第七号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第一条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ七千七百七十六万二千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

百七億八百十八万九千円とする。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第二条、繰越明許費の廃止は、「第二表 繰越明許費補正」による。

今回の補正予算につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援助交付金（地域創生先行型）事業について、交付金の採択が受けられなかった事業の減額や一部の事業の執行額及び交付額の確定に伴うものの精算が主なものでございまして、歳入歳出の総額からそれぞれ七千七百七十六万二千円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ百七億八百十八万九千円とするものであり、平成二十七年三月三十一日に専決処分をしたものであります。最初に、歳出の説明をさせていただきます。

まず、十三ページの総務費の総務管理費、目山口俊郎基金費では、平成二十六年途中で受けた山口俊郎著作権収入を全額基金に積み立てるため、予算額との差額分六十六万七千円を増額し、また目養老改元一三〇〇年事業基金費では、御寄附をいただいた分を積み立てるため、十万円を増額いたしました。

次に、民生費の社会福祉費、目老人福祉費では、福祉事業寄附金十三万六千円をいただきましたので、老人クラブ育成事業に財源充当するため、財源更正を行い、目福祉医療費では事業の執行額が確定しましたので、乳幼児等医療事業八百六十万円及び重度心身障害者医療事業七百八十七万円をそれぞれ減額いたしました。また、児童福祉費、目児童福祉総務費では、病児・病後児保育を実施するための備品購入や地域住民との交流を図るため、保育施設の整備を行う地域ふれあい事業を実施するため、千九百四十

七万五千円を計上いたしました。交付金の採択が受けられなかったことから、その全額を減額いたしました。

次に、十四ページの農林水産業費の農業費、目農業振興費では、就業改善センター維持管理費で就業改善センター屋根防水工事の入札差金二百七万五千円を減額し、機構集積協力金交付事業費で地域集積協力金や経営転換協力金等の交付額が確定しましたので、補助金の精査に伴い、五十一万二千円を減額いたしました。

また、競争力強化生産総合対策条件整備事業費では、JAにのみが実施しました養老南カントリーエレベーターに導入されたサイロ冷却装置並びに養老北カントリーエレベーターに導入されたのみすり機の入札工事差金による実施事業費が減額となりましたので、交付する補助金を一千三百九万五千円減額いたしました。

次に、同じく農業費の目土地改良費では、岐阜県から各土地改良区へ交付される農業用排水維持管理事業補助金が増額配分されたことに伴い、重複する町の揚排水機管理手当等の助成金四百四十八万八千円を減額いたしました。

次に、商工費の商工費、目観光費では、ふるさと養老観光宣伝事業で、無料公衆無線LAN設置事業費として三百八十六万円を計上しましたが、交付金の採択が受けられなかったことから、その全額を減額いたしました。

次に、十五ページの土木費の道路橋梁費、目道路橋梁総務費では、道路台帳関係費で事業費が確定しましたので、委託料百八十万円を減額し、目道路橋梁新設改良費では、新設道路等の測量・設計等の委託料の入札差金及び用地測量等を予定していた事業のうち、地元の調整等がでさなくて執行ができなかった分を合わせ、八百三十万円を減額いたしました。

同じく土木費の都市計画費、目都市計画総務費では、都市計画

管理費で都市計画基本図修正業務委託費の入札差金三百六十万円を減額いたしました。

次に、消防費の消防費、目水防費では、水防団臨時出動がなかったため、臨時出動報酬百二十万円を減額いたしました。

次に、十六ページの教育費の保健体育費、目町民プール費では、少子化対策事業として授乳室を新設するため、工事請負費で三百二十四万円、備品購入費で四十一万四千円を計上しましたが、交付金の採択が受けられなかったことから、その全額を減額いたしました。

次に、八ページの歳入について御説明申し上げます。

まず地方譲与税、項地方揮発油譲与税から十ページの地方交付税、項地方交付税までにつきましては、交付額が確定しましたので、予算額との差額をそれぞれ補正いたしました。

内容としては、地方揮発油譲与税で四十四万五千円、自動車重量譲与税で二百四十五万円、利子割交付金で百五十七万二千円、地方消費税交付金で三千二百二十万四千円をそれぞれ減額し、配当割交付金で千九十二万一千円、株式等譲渡所得割交付金で千十二万一千円、自動車取得税交付金で六百十七万三千円、地方交付税で特別交付税分として、二千七百八十三万円の増額となりました。

次に、十ページの国庫支出金の国庫補助金、目総務費国庫補助金では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）について、採択が受けられなかった地域ふれあい事業、ふるさと養老観光宣伝事業、町民プール授乳室設置事業分二千六百九十八万九千円を減額いたしました。

次に、十一ページの県支出金の県補助金、目農林水産業費県補助金では、実施事業費の確定により、農業費補助金の機構集積協

力金交付事業費補助金五十一万二千円、競争力強化生産総合対策事業費補助金千五十九万五千円をそれぞれ減額いたしました。

次に、財産収入の財産運用収入、目特許権等運用収入については、山口俊郎著作権使用料の収入額と予算額との差額分六十六万七千円を増額いたしました。

次に、寄附金の寄附金、目総務費寄附金の地域振興費寄附金では、養老改元一三〇〇年事業寄附金として御寄附をいただきました十万円を、目民生費寄附金では福祉事業寄附金として御寄附をいただきました十三万六千円をそれぞれ増額いたしました。

次に、十二ページの繰入金の基金繰入金では、財政調整基金繰り入れを取りやめるため、三億一千六百万円を全額減額いたしました。

次に、諸収入の雑入、目弁償金では、平成二十四年二月八日に発生させた不法行為による損害賠償として遅延損害金も含め、元嘱託職員より弁済がありましたので百十八万六千円を計上し、財源調整として繰越金で二億五千五百八十七万一千円を充てるものでございます。

次に、五ページの「第二表 繰越明許費補正」では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業のうち、採択が受けられなかった児童福祉費の地域ふれあい事業で千九百四十七万五千円、商工費のふるさと養老観光宣伝事業（無料公衆無線LAN機器設置事業）で三百八十六万円、保健体育費の町民プール維持管理事業（授乳室整備事業）で三百六十五万四千円の繰越明許費を廃止するものでございます。

以上で、承認第七号 専決処分の承認について（平成二十六年 度養老町一般会計補正予算（第七号））の提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 二点について説明いただきたいと思ひます。

先ほど説明がございましたように、地方創生先行型事業ということ、三つの事業が不採択となりました。

それで、この原因についての検証といひますか、対策をどのように考へておられるのかということと、それから修正をして再度また申請を上げられるかという、その二点について確認したいと思ひます。

○議長（野村永一君） 西川企画政策課長。

○総務部企画政策課長（西川敏明君） ただいまの田中議員の御質問にお答えをいたします。

今回不採択となりました事業でございますが、総額で二千六百九十八万九千円ということでございます。こちらの金額につきましては、地方創生先行型の基礎交付限度額ということで示された金額でございます。この活用につきましては、再度また検討をする必要があるということでございますので、二十七年の当初予算の既存事業を初めといたしまして、今後また六月議会等で補正を出させていただくような形になるかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

また、今回不採択となりました大きな理由といたしましては、ハード事業が大宗を占める事業については、基本的には採択の基準とならないという御指摘をいただいておりますので、今回専決で減額をさせていただいたというようなことでございま

す。以上でございます。

○議長（野村永一君） そのほか質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 長谷川副町長の見解を求めたいんですが、養老町では五月の臨時議会にこういう形で専決処分の承認ということ、一般会計及び特別会計を行うわけです。

このことは、地方自治法第二百三十五条の五項に出納の閉鎖ということ、出納は会計年度が終わって二ヵ月後の五月三十一日とされているということで、三十一日をもって閉鎖をするわけですね。

その前に、町長、さつき提案説明で言われましたように、今回の内容は精算するものだということであれば、決算認定制度の意義から、こういうやり方というのは形骸化をしているんじゃないかという指摘もやっぱり出てくると思うんですね。現に近隣西濃圏域の五月の臨時議会のこういう形で提案しているところはないというふうに承知していますので、そういう点で副町長は、今回初めて五月の臨時議会でこういう専決の出し方を経験されたわけですので、どういう見解をお持ちなのかお聞きたいということ、それから先ほど田中議員もおっしゃいましたが、随分採択が受けられなかった、あるいは交付対象にならなかったというようなことが説明されましたけれども、どのようにお聞きになって、まず何をしなければいけないとお思ひになったのか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

さらに、最後に提案されました町民プールの授乳室ですね。それは、昨年の、ちよつと記憶は定かではないんですが、九月議会かそれくらいに予算がこういうふうにあるのでというようなこと

で、補正で何か対応されたような記憶があるんですけど、これはやはり町単でも住民が望んでいることであれば、金額がそんなに大きくないわけですので、町単で授乳室を設けようというような議論にはならなかったのか。お金の出どころが町単ではやらないよという内容で議会に提案されたのか。それだと非常に憤慨なわけですので、その点を含めて率直な長谷川副町長の見解をお聞かせください。

○議長（野村永一君） 長谷川副町長。

○副町長（長谷川 悟君） 水谷議員のほうから三点御質問がございました。

まず、予算の専決処分のかけ方のお話だったかと思いますが、県のほうでも財源更正の場合はよく専決処分するということはございます。今回はたまたま国の交付金の活用の部分が多く入っておりますので、多分そのことが非常に目についたのではないかなと思っております。

交付対象とならなかったものについては、いろいろ御感想はあるかと思うんですけども、国のほうも地方にとつては年度をまたぐような時期にいろんなものを示されまして、多分情報が錯綜する中で一生懸命町のほうでつくられたものだど理解しております。県のほうも、私直接はかわってはいませんが、したけれども、かなり過密なスケジュールの中で事業を組み立てて予算を獲得したというようなことも記憶しておりますので、その点はちよっと御容赦いただきたいかなと思います。

町民プールの件は、一旦財源を巻きかえて単独でやりますというようなことは、非常に議会に対して失礼かということもありまして、今後も補正予算等もありますので、そういった議論の中で検討されるべきものではないかというふうに考えております。以

上、三点回答させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問いたします。

決算認定制度の意義からどういうふうにお考えか、その点お聞かせください。

○議長（野村永一君） 長谷川副町長、自席にて。

○副町長（長谷川 悟君） 決算認定の意義からということでお答えさせていただきます。

今回、先ほども申し上げましたように、補正で国の交付金を活用するというような目的で予算を組み、要求して組み立てたと。その分がまるつきりゼロになってしまうと。そうすると、完全なる不執行で残ってしまうということも、また予算の財源の上手な活用という点からは非常に課題があるのかなあというふうに考えますので、その点については、今後またいろいろ全体を見ながら検討させていただきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） せっかく県から副町長として、当町に御縁いただいて来ていただきましたので、県レベルでの目で、いろんな面で予算も条例も含めてですけれども、ぜひ適正な執行につながるような形で尽力していただきたいことを強く要望しておきたいと思えます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 先ほど田中議員からの質問にもありまして、

その回答からなんですけれども、地方創生先行型の件でハード事業はだめだというふうな回答だったんですけれども、これは事前に知っていたのか、それとも年度をまたぐときにそういう通達が来て外されちゃったのか、どちらか教えてください。

○議長（野村永一君） 西川企画政策課長。

○総務部企画政策課長（西川敏明君） ただいまの岩永議員さんの御質問でございますが、ハード事業が大宗を占めるものについては採択できないという情報は、補正で出させていただいた時点におきましては、まだ具体的にはなっておりませんでした。

その後に、国のほうからいろんな情報が参りまして、最終的にこちらのほうへ通知をいただきましたのが、三月三十日ということでしたので、今回専決での対応ということで出させていたいただいた次第でございます。

○議長（野村永一君） よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） そういうことであればいたし方がないのかなと思うんですけども、今おっしゃった大宗を占めるような内容というのは、具体的には例えば半分以上ですか、三分の二以上はだめですか、そういうようなものが細かく来ているのであれば、今のうちに教えてほしいんですけれども。

○議長（野村永一君） 自席にて、西川企画政策課長。

○総務部企画政策課長（西川敏明君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

予算の大宗を占めると申しますのは、基本的には半分を想定しておるようでございますので、またハード事業につきましても、ソフト事業とうまく絡めれば採択も可能であるというような、Q

アンドAからはそういったように読み取れるようなことでございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に追加日程第二十四、承認第八号 専決

処分の承認について（平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第二号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第八号 専

決処分の承認について（平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第二号））の説明をさせていただきます。

承認第八号 専決処分の承認について（平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第二号））。

平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算

(第二号)について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。平成二十七年五月十三日提出。

専決第十一号 専決処分書。

平成二十六年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算(第二号)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分する。平成二十七年三月三十一日。

平成二十六年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算(第二号)。

平成二十六年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算(第二号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三百四十三万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ一億八千二百五十九万円とする。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

最初に、七ページの歳出について説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、総務費の総務管理費、目一般管理費の食肉事業センター管理費で、食肉解体処理施設設備等の緊急修繕に伴って三百四十三万四千円を増額いたしました。

次に、六ページの歳入について説明をさせていただきます。

事業収入の事業収入、目食肉事業センター使用料では、中動物(豚)の屠畜頭数が減少したことにより、使用料収入を三百六十

七万一千円減額いたしました。

また、諸収入の雑入、目弁償金では、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災によって引き起こされた東京電力福島原子力発電所の事故による広範囲にわたる放射性物質の放出に対する被害補償に対して、原子力損害賠償紛争審査会が策定した東京電力株式会社福島第一・第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針に基づき、養老町が支出した放射性物質測定機器等の購入費用が地方公共団体の財産的損害として認められましたので、これに伴う損害賠償金七百五十万円を計上いたしました。

以上で、承認第八号 専決処分の承認について(平成二十六年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算(第二号))の提案説明とさせていただきます。

○議長(野村永一君) 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(野村永一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(野村永一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(野村永一君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に追加日程第二十五、議案第三十八号

養老町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第三十八号

養老町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第三十八号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

養老町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年五月十三日提出。

改正の趣旨でございます。

第六期介護保険事業計画の期間である平成二十七年度から平成二十九年度までの第一号被保険者の介護保険料は、平成二十七年第一回養老町議会定例会で議決されましたが、国が案で示していた所得の少ない被保険者に対する保険料の軽減については、軽減割合が政令で未制定でしたので軽減を含まない条例の改正をいたしました。今般、国が介護保険法施行令の一部を改正し軽減割合が決まりましたので、これにあわせて養老町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

要旨でございます。

平成二十七年四月十日に介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、第一号被保険者のうち介護保険料の所得段階が第

一段階に該当する者について、基準額に乗ずる割合を○・五から○・〇五を超えない範囲内で市町村が定める割合を乗じて得た割合とすることと定められました。この改正により養老町では、第一段階に該当する者について、基準額に乗ずる割合を○・四五とし、保険料の年額を二万八千四百五十八円へと軽減するものでございます。

なお、この軽減は、平成二十七年度、平成二十八年度に限ったものであり、平成二十九年度には、国よりさらに拡充した保険料の軽減の案が示されております。この条例は、公布の日から施行するものでありますが、この改正により軽減された保険料は、平成二十七年度分から適用するものいたします。

以上で、議案第三十八号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に追加日程第二十六、議案第三十九号

東部中学校大規模改造工事（第三期）請負契約の締結についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第三十九号

東部中学校大規模改造工事（第三期）請負契約の締結について説明させていただきます。

議案第三十九号 東部中学校大規模改造工事（第三期）請負契約の締結について。

町は、工事請負契約を次の条項により締結するものとする。平成二十七年五月十三日提出。

昭和五十五年に建設された東部中学校普通教室棟及び普通特別教室棟は、築後三十五年が経過し、外壁や内装の経年劣化や傷みが著しいので大規模改造工事を行うものでございます。養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

その内容を御説明申し上げます。

契約の目的、東部中学校大規模改造工事（第三期）。

契約の方法、指名競争入札。十社により行いました。株式会社大橋組、株式会社佐竹組、株式会社古川工務店、堀建設工業株式会社、株式会社丸竹建設、株式会社宇佐美組、西濃建設株式会社、株式会社高岩組、株式会社桐山組、株式会社渡辺組、以上の十社にて入札を行った結果、契約の金額は七千六百六十八万円でござ

います。

契約の相手方、岐阜県養老郡養老町大巻四千五百九十番地、株式会社大橋組、代表取締役 大橋信之。

工期は、本契約締結の日から平成二十七年十月九日まで。

工事場所は、養老町下笠地内。

工事の概要は屋上防水改修、外壁改修、内装改修、電気・機械設備改修等でございます。

以上で、議案第三十九号 東部中学校大規模改造工事（第三期）請負契約の締結についての説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） この工事については、当町の設計金額は幾らでしたか。

○議長（野村永一君） 大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 田中議員の質問にお答えいたします。

この件について、設計金額等については公表いたしておりますので、まことに申しわけございませんが、ここで申し上げるわけにはいかないというふうで御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 設計管理料は込みですか、別ですか。

○議長（野村永一君） 前田建設課長。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 田中議員さんの質問についてお答えさせていただきます。

本日提案させていただいていますのは請負契約ですので、管理につきましてはこの中に含まれておりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） まず、大規模改造工事ということで、第三期ということになっておりますが、これはまだまだ続くのかどうかという点と、それから請負業者が同じ場合については、諸経費を減額するというような、特記仕様書の中でうたえば減額ができるというような気があると思いますが、大橋組さんが続けてやっておりますような気がしますが、その辺が対象になっておるのかどうかだけお聞きをいたします。

○議長（野村永一君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長（佐藤嘉但君） 大橋議員の御質問でございますが、今年度は一応三期ということでございますが、一期につきましては既に二十五年度に実施いたしました、内容につきましては、主に耐震工事等でございます。

二期につきましては、昨年度実施いたしました、特に東部分の玄関ポーチ、職員室、それから南舎東のほうの防水工事、内水内部改修等、教職員、生徒のトイレにつきましても改修させていただきました。

今回の契約で三期ということでございますが、今後一応、四期、五期についても検討させていただいております。この大規模改造工事につきましては、既に平成二十三年度に老朽化に伴い計画書を作成して、五期にわたって実施するというところで進めてまいります。四期、五期については、まだ詳細については決まっておりますが、主に厨房棟が狭くなったということで増築、それから東部町民体育館の耐震改修、内外部の改修等を検討しているとい

うことでございます。

それから、同じ業者の諸経費の減額については、ちよつと私のほうでは把握しておりませんが、申しわけございません。

以上でございます。

○議長（野村永一君） 前田建設課長。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 大橋議員さんの質問について回答させていただきます。

今質問されたのは、近接工事の話かというふうに思っております。工事自体は単年度工事で発注しておりますので、同じ時期に二カ所か、近くで工事が発注されておる場合だとか、もしくは同じ敷地内で工事の発注、そういうときには今言われる経費の削減だとか、そういうことは考えられますけれども、今回の場合については、単独のこの工事のみですので、そういうことは考慮されております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 六番 吉田太郎君。

○六番（吉田太郎君） 今、四期、五期という工事計画をしていますがと言うけど、笠郷町民体育館とか池辺町民体育館がことしから使えないということで、四期か五期か知りませんが、東部体育館を改修すると言うけど、それに関して、結局東部体育館を早く改良してもらって、池辺とか笠郷の体育館の利用者が多く使えるような形ということで、そういう計画が早くできることは考えていません。お願いします。

○議長（野村永一君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長（佐藤嘉但君） 御案内のとおり、池辺町民体育館、それから笠郷の体育館は耐震化の問題で閉鎖ということでございます。

東部町民体育館につきましては、既に東部中学校のほうで隣に武道館といいますが、体育館と両方使っておるわけですが、今後やはり町民に使っていただく体育館、あるいは中学校に使っていただく体育館、健康増進のために体育施設は重要でございますが、補助金等の関係ですね、スポーツ振興課のほうの関係と私のほうの学校の施設整備の関係がございますので、耐震化でいくのか、あるいは改築でいくのか、その辺、今年度をめどに計画を作成して進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 入札の透明性というのは、議会はもちろん、町民が願っているところでございまして、入札結果の一覧表を議会の締結に付すという自治体もあるわけですので、一々町長が、十社です、何社ですと入札金額も言わないような、やっぱり保守的な入札の公表ではいけないというふうに思いますので、大いに議論しながら、そういう願いに応えるような議会の提案資料として入札結果の一覧表を要望しておきたいというふうに思います。

○議長（野村永一君） 要望でよろしいですか。

○十三番（水谷久美子君） はい。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（野村永一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成二十七年第三回養老町議会臨時会を閉会します。
長時間御苦労さまでした。

（閉会時間 午後三時〇五分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十七年五月十三日

臨時議長 早 崎 百合子

新議長 野 村 永 一

議 員 北 倉 義 博

議 員 岩 永 義 仁